

基準不適合土砂等の盛土等の措置に関する要綱の概要

趣 旨

この要綱は、静岡県盛土等の規制に関する条例第8条第1項ただし書及び第3号の規定により、土砂基準に適合しない土砂等を用いて盛土等を行う場合に関し、必要な事項を定めるものとします。

考え方

基準に適合しない土砂等を用いた盛土等の禁止

条例第8条 何人も、土砂基準に適合しない土砂等を用いて盛土等を行ってはならない。ただし、次に掲げる盛土等については、この限りではない。
(3) 生活環境の保全上の支障を防止するための措置として知事が適切と認めるものを講じた上で行う盛土等

何人も土砂基準に適合しない土砂等を用いた盛土等を行うことができません。



ただし、自然由来の基準不適合土砂等を土壤汚染対策法等で許容される適切な方法で同一事業区域内において処理することは、規定の趣旨に反しないことから認められるものと考えます。

内 容

生活環境の保全上の支障を防止するための措置（生活環境保全措置）

- 土砂基準に適合しない土砂等による周辺の土地の土壤及び地下水の汚染を防止する措置（汚染拡散防止措置）をとらなければなりません。
- 具体的な生活環境保全措置は、次のいずれかに該当するものとします。
 - ・土壤汚染対策法において、「汚染の除去等の措置」として認められている措置
 - ・国土交通省マニュアルに定める措置
 - ・土壤汚染対策法の「自然由来等土壤構造物利用施設」に係る基準を満たす措置

生活環境保全措置を知事が適切と認める基準

- 土壤汚染対策法及び国土交通省マニュアルに定める方法により、調査及びリスク評価を行い、必要な汚染拡散防止措置が講じられていることを確認します。
- 環境汚染の拡散防止のため、土地の造成その他の事業の実施に係る許認可等の手続きにおいて認められた事業の区域において採取された土砂等のみを用いて、当該事業の区域において行われるものに限定します。

生活環境保全措置の確認の方法

盛土実施者

措置内容の提出

- 措置区域の位置及び面積
- 措置の施工期間
- 措置に供される基準不適合土砂等の量
- 基準不適合土砂等の状況
- 措置の内容
- 措置を選択した理由
- 措置後の管理方法
- 措置後の地下水等モニタリングの方法及び期間 等

県

措置内容の基準への適合状況の確認

- 土壌汚染対策法及び国土交通省マニュアルに定める方法により、調査及びリスク評価を行い、必要な汚染拡散防止措置が講じられていること
- 事業の実施に係る許認可等の手続において認められた事業の区域において採取された土砂等のみを用いて当該事業の区域において行われるものに限定

基準に適合

確認した旨を
通知

意見の聴取

必要に応じて学識経験者に意見聴取

確認通知後

生活環境保全措置の実施

生活環境保全措置の完了

措置完了後

土壌汚染対策法第14条における区域指定申請

生活環境保全措置区域の管理の継続性を担保